

[事案 2020-282] 就業不能給付金支払請求

・令和3年8月5日 裁定打切り

<事案の概要>

約款上の支払事由に該当しないことを理由に、就業不能給付金が支払われなかったことを不服として、給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和元年10月から令和2年7月までの間に、めまい症、歩行障害、不随意運動症により複数回の入院もしくは在宅療養をしたため、平成30年12月に契約した就業不能保険にもとづき就業不能給付金を請求したところ、約款上の支払事由に該当しないとして支払われなかった。しかし、いずれも精神疾患ではなく身体疾患の病気による入院もしくは在宅療養であることから、支払事由に該当するため、就業不能給付金を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

申立人の一連の治療は精神疾患を原因とするものであり、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、入院および在宅療養に関する経緯等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。また、医学的判断の参考とするため、独自に第三者の専門医の意見を求めた。

2. 裁定結果

上記手続の結果、以下の理由により、裁定手続を打ち切ることにした。

- (1) 本件入院および在宅療養の原因が、精神疾患によるものであるか、精神疾患以外の疾患によるものであるかを判断するためには、各医師が当該疾病であると判断した具体的な根拠、本件入院等における検査・治療の内容、本件入院等における具体的な経緯等を踏まえて、専門的な知見にもとづいて総合的に判断しなければならないが、そのためには、担当医師への尋問、専門医師の鑑定等が必要となる。
- (2) しかしながら、裁判外紛争解決機関である当審査会は、第三者に対する尋問手続等を有していないことから、上記の点について明らかにすることは困難であり、本件は裁判手続に委ねることが相当であると考えられる。